

お知らせ



お手元に届いたらご確認をお願いします

国民健康保険および後期高齢者医療 資格確認書等を送付します

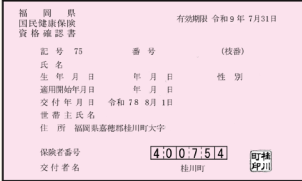
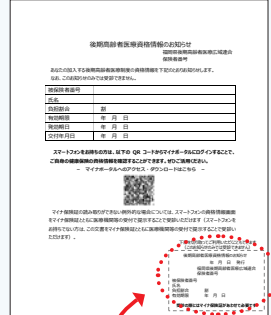
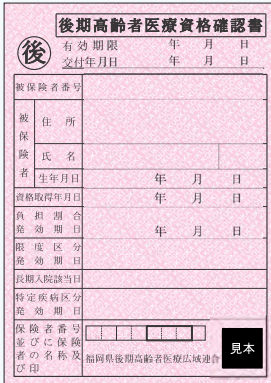
保険環境課 医療介護保険係

☎ 65・1097

■ 8月からの資格確認書等について ～現在の資格確認書の有効期限は令和8年7月31日まで～

国民健康保険または、後期高齢者医療制度に加入されている方に、「国民健康保険の資格確認書等」または、「後期高齢者医療の資格確認書等」を以下の表のとおり、それぞれ7月末までに送付します。

※後期高齢者医療制度に加入されている方は、6月中旬に福岡県後期高齢者医療広域連合からリーフレットが送付されています。リーフレットもあわせてご確認ください。

	国民健康保険		後期高齢者医療	
対象者	70歳以上でマイナ保険証を持っている（登録済）	マイナ保険証を持っていない（未登録）	84歳以下でマイナ保険証を普段から利用されている方 ※1	85歳以上の方、84歳以下でマイナ保険証を普段から利用されていない方 ※1
送付するもの	資格情報のお知らせ  右下を切り取って、マイナ保険証と一緒に携帯してください	資格確認書 	資格情報のお知らせ  右下を切り取って、マイナ保険証と一緒に携帯してください	資格確認書 
病院受診時	マイナ保険証を提示	資格確認書を提示	マイナ保険証を提示	資格確認書を提示
備考	・70歳以上の方のみ、負担割合が記載されています。 有効期限は令和9年7月31日までです。 ただし、有効期限までに70歳や75歳に到達する方は、有効期限が異なる場合があります。 ・70歳未満の方は資格情報のお知らせの記載内容に変更のある場合のみ送付いたします。 ※毎年送付されるものではありません。		マイナ保険証で受診する場合は手続きなしに、医療機関での窓口負担を自己負担額までに抑えることができます。 資格確認書に限度額の適用区分が併記できます。 限度額の適用区分を併記する場合は医療介護保険係の窓口で申請が必要です。 すでに限度額の適用区分が併記された資格確認書をお持ちの方には、引き続き適用区分が併記された資格確認書を交付します。 毎年、前年中の所得をもとに定められた、医療費の自己負担割合（1割・2割・3割のいずれか）の判定を行います。 ※3割負担の方は、申請により1割または2割負担となる場合もあります。詳細はお問合せください。	

※1 マイナ保険証を普段から利用されている方は、以下の条件をともに満たす方です。

- ①過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用されている方
- ②概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用されている方